

# 食品表示懇談会分科会での見直しについて (消費者庁資料の抜粋と解説)

## 1. 見直しの対象となる表示関連の制度の概説

### 【ポイント】

しょうゆ業界ではこれに加え、これら法令を補足する位置づけで「業界申合せ」がある。

食品表示法基準、公正競争規約、JAS規格について	
食品表示基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての食品関連事業者が守る義務表示等を規定する制度</li> <li>・食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、全ての食品関連事業者に対して、生鮮食品や加工食品の容器包装等へ表示する表示事項を規定。</li> <li>・食品表示基準に<b>従わない表示をした場合は、罰則等が伴う。</b></li> </ul> <small>(根拠法令：食品表示法)</small>
公正競争規約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体が自主的に表示する事項(業界ルール)を設定する制度</li> <li>・景品表示法第31条の規定により、事業者団体が公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について<b>自主的に設定する業界ルール。</b></li> <li>・規約に<b>参加していない事業者には適用されない。</b></li> </ul> <small>(根拠法令：不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法))</small>
JAS規格 (ここでは主に一般JAS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質等を定めた基準を満たしたものにJASマークを付す制度</li> <li>・農林水産大臣が、食品の品位、成分等の品質についての日本農林規格(JAS規格)を定め、規格を満たす食品にJASマークを付す制度。</li> <li>・現在は規格において各品目の表示方法の規定は<b>していない。</b></li> </ul> <small>(根拠法令：日本農林規格等に関する法律)</small>

### しょうゆ業界における食品表示法基準、公正競争規約、JAS規格について

<b>食品表示基準</b>  <b>・品目横断</b> <b>・しょうゆ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての食品関連事業者が守る義務表示等を規定する制度</li> <li>・食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、全ての食品関連事業者に対して、生鮮食品や加工食品の容器包装等へ表示する表示事項を規定。</li> <li>・食品表示基準に<b>従わない表示をした場合は、罰則等が伴う。</b></li> </ul> <small>(根拠法令：食品表示法)</small>
<b>公正競争規約</b>  <b>・しょうゆの表示に関する公正競争規約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体が自主的に表示する事項(業界ルール)を設定する制度</li> <li>・景品表示法第31条の規定により、事業者団体が公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について<b>自主的に設定する業界ルール。</b></li> <li>・規約に<b>参加していない事業者には適用されない。</b></li> </ul> <small>(根拠法令：不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法))</small>
<b>JAS規(ここでは主に一般JAS)</b>  <b>・しょうゆの日本農林規格</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質等を定めた基準を満たしたものにJASマークを付す制度</li> <li>・農林水産大臣が、食品の品位、成分等の品質についての日本農林規格(JAS規格)を定め、規格を満たす食品にJASマークを付す制度。</li> <li>・現在は規格において各品目の表示方法の規定は<b>していない。</b></li> </ul> <small>(根拠法令：日本農林規格等に関する法律)</small>
<b>しょうゆの表示に関する業界申合せ</b>	<b>食品表示基準及びしょうゆの日本農林規格に記載されている事項を補足又は解説し適切な運用を行うもの。</b> <b>・定義、格付のための検査方法、表示について規定</b> <small>(法令に準ずるものとして公開及び消費者庁へ提示済み、ただし、法的根拠が希薄なため、担当の変更や食品衛生法との関係で今後問題あり)</small>



## 4. ヒアリングについて

- ・個別品目ごとの表示ルールの事項ごと（別表ごと）に必要な性の有無を確認し、残す場合、改正する場合は、合理的な必要性を確認する。

事項（しょうゆで該当する事項に○）

別表第3	食品の定義（○）
別表第4	個別の表示ルール (名称（○）、原材料名（○）、添加物（×）、内容量（×）)
別表第5	名称の規制（○）
別表第1	追加的な表示事項(×)
別表第2	表示の様式（×）
別表第22	表示禁止事項（○）

- ・旧 J A S 法関連事項（品質表示事項）以外の衛生部分は、ヒアリング対象外となる。ただし、業界団体から改正の要望があれば、ヒアリングの場で聞くこととする。
- ・ヒアリングが1回で不十分な場合や、業界の検討状況等により、複数回ヒアリングすることも想定されるが、全ての品目について令和6～7年度の2年間で、一定の結論を得ることとする。なお、やむを得ない理由等により時間が必要な場合は、検討時期を明確にした上で検討を継続することを想定。

## 5. 項目ごとの検討事項

### 5.1 別表第3 食品の定義

- (1) 生産・流通されている商品には定義がない品目の方が多数を占める中、一部の品目について定義が定まっている。
- (2) 定義を残す場合、
  - ・その定義が現在の生産・流通状況等、時代に沿ったものなのか。
  - ・新商品等の開発の際に、定義が開発の阻害になっていないか。
  - ・旧 J A S 規格では事業者間の取引のために業務用の規格として表示の基準があるものもあったが、食品表示基準に移行し、消費者に向けた表示として必要であるか。
  - ・消費者の自主的かつ合理的な選択という観点から、どういう点で役に立っているのかなどを確認する。
- (3) 「別表第5名称規制」と関係するものでもあるので、その点も考慮して検討する必要がある。

## 5.2 別表第4 個別の表示ルール（名称）

- (1)定義に当てはまるもの等について、名称の書き方を具体的に規定している。
- (2)残す場合、規定している名称が実態にあっているのか、消費者向け商品ではなく業務用に限定しているなども併せて確認する。
- (3)なお、「別表第3 食品の定義」があるが、「別表4 個別の表示ルール（名称）」がない品目もあり、必ずしもセットで必要というものではない。

## 5.3 別表第4 個別の表示ルール（原材料名）

- (1)原材料のまとめ方（括り方）や、まとめた後の表示順（商品本体の原料を表示してから、添付の調味料を記載するなど）を定めている。  
横断的な基準でも、まとめたり、添付の調味料を本体の後に記載するなど、消費者にとってわかりやすく表示することは可能となっているため、「個別の表示ルール（原材料名）」を廃止しても、現在表示しているものをすぐに修正する必要がない場合もある。
- (2)横断的な基準となる原材料を重量割合の高いものから順（重量順）で記載するという点から見ると、ほとんどの「個別の表示ルール（原材料名）」が、重量順に記載することとなっている。
- (3)また、一部、重量順に記載する運用となっていないルールがある。
- (4)なお、香辛料の表示方法について、横断的な基準に比べ「個別の表示ルール（原材料）」の方が情報量が少ない場合がある。

## 5.4 別表第5 名称規制

- (1)「別表第5 名称規制」がある品目については、一括表示内の名称に「別表第3 食品の定義」に合致したものは、定められた名称どおりに表示し、定義に合致しない商品は、その名称を表示できない。
- (2)そのため「別表第3 食品の定義」とセットで検討が必要となる。
- (3)なお、定義あっても、名称規制が「ある」ものと、名称規制が「ない」ものがある。

（参考）定義はあるが名称規制がないもの

例：缶詰類、レトルトパウチ食品、炭酸飲料、果実飲料、パン類、ジャム類、  
農産物漬物、乾めん類、調理冷凍食品、風味調味料、即席めん、  
煮干魚類、凍り豆腐

## 5.5 別表第22 表示禁止事項

(1) 個別の品目の特性に応じて、天然、自然の用語や、純正の用語、品目特有の用語などについて表示禁止事項として規定している。

(2) 基準がない場合は、横断的な表示禁止事項や不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）において表示の適否について判断することとなる。

例えば、天然・自然の用語を、個別の表示禁止事項から削除すると、天然・自然の用語の表示の有無だけで違反かどうかを判断するものではなく、表示禁止事項のない他の品目同様に、商品ごと個別のケースとして、違反かどうかを判断することとなる。

(参考) 景品表示法

● 優良誤認表示(5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

● 有利誤認表示(5条2号)

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

● 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそ

れがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示(5条3号)

・ 無果汁の清涼飲料水等についての表示

・ 商品の原産国に関する不当な表示等

## 6. 別表毎の間について

(別紙参照)

(参考)見直しの対象となる個別ルールの数

品質規格 (全80規格)	等級	個別品目別の表示ルール	ルールの数
しょうゆ	3等級;特級・上級	1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語。 2 「濃厚」の用語。 3 混合方式によるものについての「醸」の用語 4 「天然」又は「自然」の用語 5 「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語 6 「生(き)」、「生(なま)」又は「生引(きびき)」の用語 7 「減塩」の用語 8 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。 使用できる用語 (1) 超特選 (2) 特選 (3) 「特製」、「特吟」その他これに類似するもの (4) 「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他これに類似するもの (5) 「濃厚」	13
ハム類・ブレスハム・ソーセージ・ベーコン	3等級;特級・上級	1 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。	2
ジャム類	2等級;特級・標準	1 「特級」の用語と紛らわしい用語 2 二種類以上の果実等を使用したものについて、当該果実等のうち特定の種類のものを特に強調する用語。 3 通常より精度が低い旨を示す用語。 4 果実等を多く含有している旨を示す用語	4
ウスターソース類	2等級;特級・標準	1 「純正」その他純粋であることを示す用語 2 「特級」の用語と紛らわしい用語 3 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。	3
ぶどう糖	2等級;特級・上級	なし	0
ハンバーガーパティ・チルドハンバーグステーキ・チルドミートボール	2等級;上級・標準	1 別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語 2 「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 3 原料食肉を二種類以上使用したものについて、原料食肉のうち特定の種類のものを特に強調する用語 4 魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんばく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。	5
食酢	なし	1 「天然」又は「自然」の用語 2 「黒酢」その他これに類する用語。 3 「純〇〇酢」その他これに類似する用語。 4 「静置発酵」その他これに類似する用語。 5 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。 6 合成酢についての「醸造」等の用語。 7 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語。	7
トマト加工品	なし	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語 3 トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 4 「特級」の用語と紛らわしい用語	4
みそ	なし	1 食品衛生法施行規則別表第一に掲げる添加物を使用したものにあっては、「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語 3 醸造期間を示す用語。 4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語	4
即席めん	なし	1 かやくのうち特定のものを特に強調する用語 2 そば粉を使用しているものであって、そば粉の配合割合が三十パーセント未満のものにあっては、「そば」の用語 3 生タイプ即席めん以外のものにあっては、「生タイプ」の用語	3
マーガリン類・ショートニング他	なし	1 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、その他 の用語 2 「精製」その他等級を示す用語と紛らわしい用語 3 原料食用油脂の一部の油脂名を特に表示する用語。	3
果実飲料・炭酸飲料・豆乳類	なし	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」、「自然」の用語 3 「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語。	3
乾めん類	なし	1 「手延べ」その他これに類似する用語。 2 産地名を表す用語。	2
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	なし	1 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であって、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語 2 カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	2
削りぶし・煮干し魚類	なし	1 バック品以外のものに表示する「バック」その他これと紛らわしい用語 2 二種類以上の魚類のぶし、かれぶし、煮干し又は庄搾煮干しを使用したものにあっては、一部の魚類の名称を特に表示する用語	2
リンゴストレートビューアジュース	なし	「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語	2
マカロニ類	なし	原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。	1
風味調味料	なし	「天然」又は「自然」の用語	1
ドレッシング	なし	ドレッシングタイプ調味料にあっては、「ドレッシング」、「マヨネーズ」等ドレッシングと誤認させる用語。	1
農産物漬物	なし	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。	1
パン粉	なし	なし	0
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	なし	なし	0
植物性たん白	なし	なし	0
そしゃく配慮食品	なし	なし	0
精米	なし	なし	0